

身体障害者手帳

手帳	内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 手帳は、障がいの程度によって、1級（重度）～6級（軽度）に区分されます。
医療	交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
年金 共済	申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 15条指定医による診断書・意見書 <input type="checkbox"/> 写真（縦4cm×横3cm正面脱帽） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
	備 考	交付されるまで約2か月かかります。
手当	窓 口	須坂市役所 福祉課（TEL026-214-7019）

療育手帳

税金	内 容	療育手帳は、知的障がい者が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。 障害の程度によって、A1（重度）、A2、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。
自動車	交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判断された方
	申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）
交通	備 考	実際に児童相談所等に行き判定する必要があります。
	窓 口	須坂市役所 福祉課（TEL026-214-7019）

精神障害者保健福祉手帳

介護 介助	内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある方が様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級（重度）、2級、3級（軽度）に区分されます。
用具 用品	交付対象	精神疾患を有する方（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
日常生活	申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等 <input type="checkbox"/> 写真（縦4cm×横3cm正面脱帽） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
	備 考	手帳が交付されるまで約2か月かかります。
	窓 口	須坂市役所 福祉課（TEL026-214-7019）

